

個人情報事務登録簿

個人情報を取扱う事務の名称及び記録範囲	解体工事業登録事務（技術管理者の個人情報）	
行政機関等の名称	神奈川県知事	
個人情報が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設業課、各土木事務所（藤沢土木事務所を除く）	
個人情報の利用目的	当該登録申請を受付・審査のうえ登録を行い、解体工事の届出を行った業者が技術管理者を設置している業者か否かの確認に利用するとともに、解体工事業者登録簿を閲覧に供し、解体工事の届出を処理する特定行政庁に情報提供するため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号、3学業・学歴、4職業・職歴、5資格、6実務経験	
記録範囲	技術管理者	
記録情報の収集方法	本人以外（企業）からの収集（収集方法：文書）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	市町村、解体工事業者登録簿閲覧者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 移行データのため記載対象外 (所在地) 移行データのため記載対象外	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	移行データのため記載対象外	
個人情報ファイルの種別 (個人情報事務登録簿においては記載対象外)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	(個人情報を取扱う事務の名称) 解体工事業登録事務	